

大阪府環境審議会環境総合計画部会運営要領

第 1 設 置

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大阪府環境審議会に環境総合計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 所掌事項等

部会は、環境総合計画に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- （１）環境総合計画の策定又は変更
- （２）環境総合計画の進行管理方法の検討
- （３）環境総合計画の進行管理
- （４）その他環境総合計画にかかる事項

第 3 組 織

- (1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 4 名程度
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 4 名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 4 項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第 5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

大阪府環境審議会環境総合計画部会委員名簿

氏 名	役 職	備考
川合 早苗	公益社団法人全国消費生活相談員協会 関西支部副支部長	
小杉 隆信	立命館大学教授	部会長 代理
近藤 明	大阪大学大学院名誉教授	部会長
島田 洋子	京都大学大学院教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
平井 規央	大阪公立大学大学院教授	
以上 環境審議会委員 計 6 名		
岡見 厚志	World Seed 代表理事	
千葉 知世	大阪公立大学大学院准教授	
以上 環境審議会専門委員 計 2 名		
合 計 8 名		